

# ひょうご花緑創造プラン 改定 県民まちなみ緑化事業 評価・検証

## 主な論点

令和3年度末に策定（改定）された上位計画（ひょうごビジョン2050・まちづくり基本方針）の理念等と整合を図りつつ、緑を取り巻く社会動向や課題を踏まえて、以下に掲げる事項を主な論点として検討

### 1 浸透してきた新たな潮流への対応

### 2 緑の量と質の確保

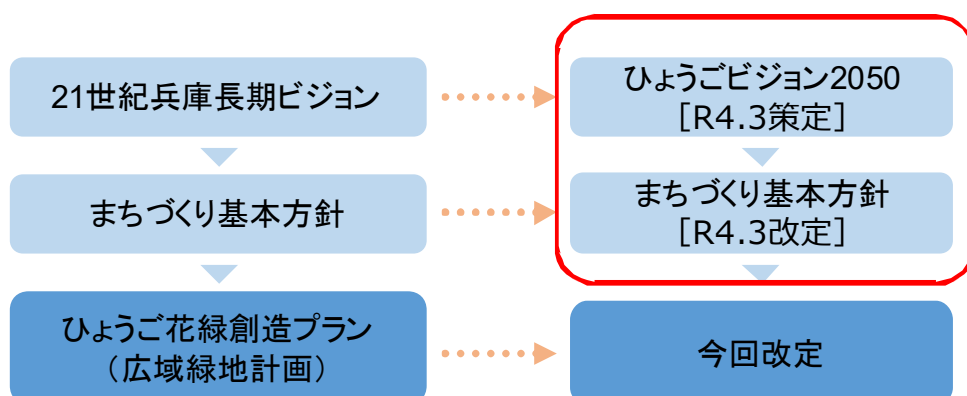
### 3 緑地の維持と継続的な緑化活動

21

## ひょうご花緑創造プラン 平成28年度～令和7年度〔10年間〕

### 計画の位置付け

- 「21世紀兵庫長期ビジョン」（現「ひょうごビジョン2050」）、「まちづくり基本方針」における、花と緑の取組の個別分野計画



令和3年度末に策定（改定）された「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」の理念やめざすべき将来像と整合を図る

22

## 第2部 めざす姿

第2部 めざす姿

2050年の  
兵庫の姿

誰もが希望を持って生きられる  
一人ひとりの可能性が広がる

包摂

×  
挑戦

▼  
躍動

『躍動する兵庫』

5つのめざす社会

I 自分らしく生きられる社会	① 自由になる働き方 ② <u>居場所のある社会</u> ③ 世界へ広がる交流
II 新しいことに挑戦できる社会	④ みんなが学び続ける社会 ⑤ わきあがる挑戦 ⑥ <u>わきたつ文化</u>
III 誰も取り残されない社会	⑦ みんなが生きやすい地域 ⑧ <u>安心して子育てできる社会</u> ⑨ 安心して長生きできる社会
IV 自立した経済が息づく社会	⑩ 循環する地域経済 ⑪ 進化する御食国 ⑫ 活動を支える確かな基盤
V 生命の持続を先導する社会	⑬ <u>カーボンニュートラルな暮らし</u> ⑭ 分散して豊かに暮らす ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

23

# まちづくり基本方針 (R4.3月改定)

## 3 基本方針の考え方

本県は、気候風土や歴史文化の異なる旧五国の個性を持つ地域が関わり合い、補完し合って発展してきた。また、海外の文化を全国に先駆けて受け入れてきた開放的な地域性を持っている。これに加えて、高度なものづくり産業や多彩な地場産業、個性豊かな食材、防災・減災の知恵と技術等が地力として培われてきた。これらの特長を最大限に引き出し、SDGsの理念のもと、「誰も取り残さない」兵庫のまちづくりを進めていく。

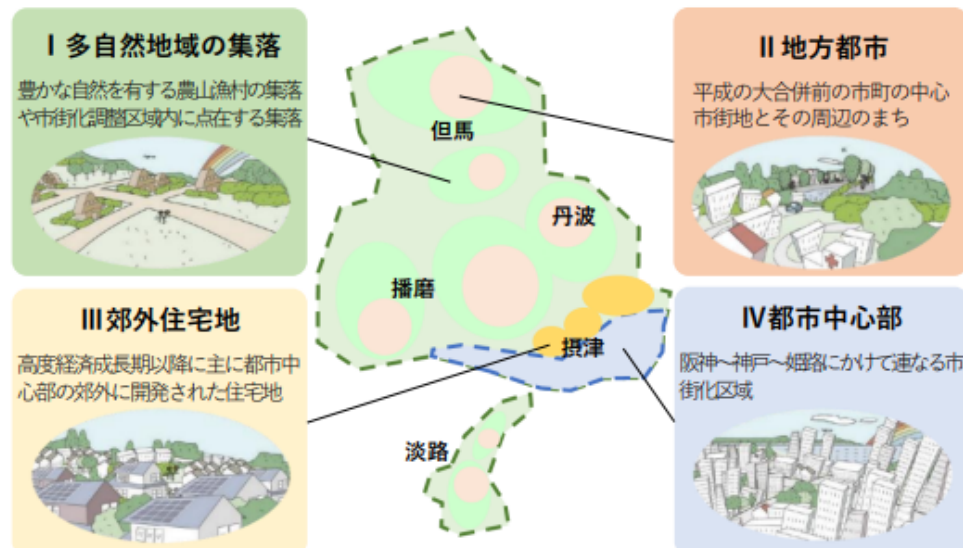
### (1) 基本コンセプト

すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご

誰も取り残されることなく安心して、育ち、学び、働き、遊び、自分らしい暮らし方が選択できる人間中心のまちづくりを地域主導で進める。大都市から地方都市、多自然地域といった多様な地域を持つ兵庫の強みを最大限に活かし、住み続けたい、移住したい、訪れたい、一人ひとりが生き生きと躍動する兵庫をめざす。

### (2) 地域の設定

まちの成り立ち等の特徴を捉えて、4つの地域に分類



### (3) テーマの設定

まちづくり基本条例の理念とビジョンの「5つのめざす社会」を踏まえ、3つのテーマを設定

#### ① 安全・安心

- 防災・減災のまちづくり、都市の強靱化
- 安心して暮らせるユニバーサルなまちづくりなど

#### ② 魅力・挑戦

- 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり
- 新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップへの挑戦 など

#### ③ 持続・循環

- 住民主体の持続可能な地域経営
- カーボンニュートラル、スマートシティの形成
- 自然環境や生物多様性の保全 など

24

# ご議論いただきたい点

## 1 浸透してきた新たな潮流への対応

- 近年、SDGsの理念や取組は社会に着実に浸透し、環境問題などに関心を持つ人が多くなった。
- コロナ禍を経験し、リモートワークやオンライン会議など新たな働き方・暮らし方が普及し、居住地周辺の公園・広場などのゆとりある屋外空間等の充実に対するニーズが高まっている。

### ◆ 花緑創造プランの改定

**論点** 理念等の見直しにおいて、重視すべき潮流や視点はないか。

【潮流や視点（キーワード）】

- ・well-being
- ・新たな暮らし方
- ・回遊空間
- ・カーボンニュートラル
- ・ネイチャーポジティブ
- ・生物多様性
- ・公民連携
- ・空き地
- ・自然資本
- ・子育て環境
- ・若者・Z世代

現プランの理念：花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現

『育み』・・・花緑の様々な成果・効果を発揮するための

①県民主体の取組、②県民、団体、事業者、行政が連携して進める行政施策

『恵み』・・・

実績（花や緑の増加）だけでなく、「まちがきれいになってうれしい」や「緑の中で思いっきり遊べて楽しい」ものとして得られる県民の実感

『ゆたかな暮らし』・・・「人と人・地域とのつながり」「健康、充足感」「自然と共生」「安全、安心」「地域への愛着やにぎわいを感じる」

25

# ご議論いただきたい点

## 2 緑の量と質の確保

- これからの暮らしの充実には、緑の「量」だけでなく、「質」の向上により地域の魅力を高めることが重要になってくる。

### ◆ 花緑創造プランの改定

**論点** 基本目標の見直しにおいて、重視すべき視点はないか。

特に質の目標について、具体的にどのような視点が考えられるか。緑の質とは。

現プランの基本目標

- ①身近な花と緑に満足する人の割合を増やす } 質の目標
- ②市街化区域の緑地割合 3 割の維持 } 量の目標
- ③人口集中地区の緑地割合 2 5 %の確保 }

【質の目標設定の視点（キーワード）】

- ・駅前等のまちの中心部における緑
- ・木陰（高木）
- ・生物多様性
- ・防災性
- ・良好な景観
- ・デザイン性
- ・公民連携
- ・適切な維持管理
- ・活動に伴う交流促進

### ◆ 県民まちなみ緑化事業の評価・検証

**論点** 都市の緑の量、校庭の芝生化の実績が低調である。今後、どのようなアプローチが考えられるか。また、質の高い緑地ストックを確保するにはどのような取組が必要か。

【視点（キーワード）】

①さらなる事業活用に向けて

- ・PRの充実
- ・市町との連携強化
- ・都市部での重点的な支援
- ・支援ニーズの把握
- ・緑化+αの取組（ex 菜園、緑化イベント等）への支援（波及効果への期待）

②質を高めるために

- ・市町との連携強化
- ・市町が行う先進的な緑化事業への支援
- ・酷暑対策などを目的に実施するスポット緑化への支援

26

# ご議論いただきたい点

## 3 緑地の維持と継続的な緑化活動

- 人口減少や高齢化の影響による担い手の不足、維持管理の負担感増
- 一方で、地域活動を行っている（行ってみたい）県民は一定数存在
- 環境活動に関心を持つ若い世代の増加

### ◆ 花緑創造プランの改定

**論点** 花緑の取組の根幹である活動の継続や新たな担い手の掘り起こしには、どのような方向性が求められるか。

【視点（キーワード）】

- ・広くゆるやかな繋がり
- ・デジタル技術の活用
- ・活動意欲の向上
- ・利益を生む活動
- ・花緑以外のテーマとの連携
- ・活動ニーズの受け皿
- ・環境教育

### ◆ 県民まちなみ緑化事業の評価・検証

**論点** 花緑の取組の根幹である活動の継続や新たな担い手の掘り起こしには、どのような取組が必要か。

【視点（キーワード）】

- ・維持管理用資材の充実
- ・交流やマッチングの場づくり
- ・活動への顕彰の充実
- ・少人数グループや非地縁系団体の担い手への呼び込み（活動支援）
- ・専門家や中間支援団体の活用、連携強化
- ・市町との連携と役割分担

27

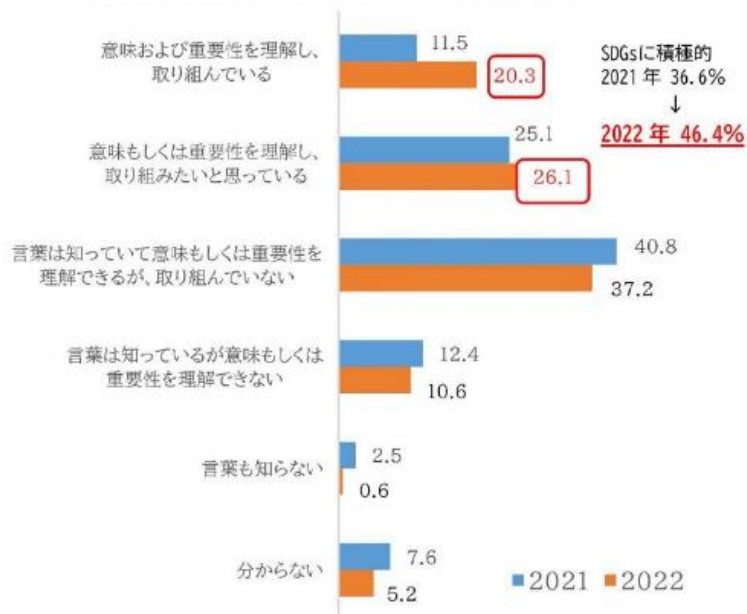
# 1 浸透してきた新たな潮流への対応

# SDGsの社会への浸透

近年、SDGsの理念や取組は、個人や企業をはじめ社会に着実に浸透。特にZ世代をはじめとする若い世代はSDGsネイティブとも呼ばれ、日常生活や学校教育などで理解が深められ、環境問題等に高い関心を持つ人が多い。

〈図表 11 SDGsへの理解と取組(兵庫県)〉

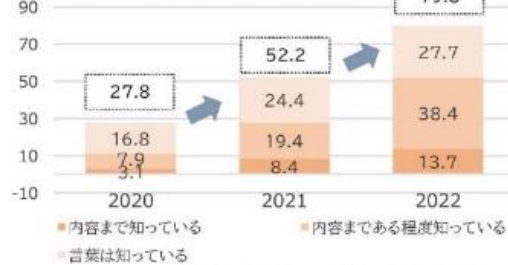
・SDGs に積極的な企業の割合は 46.4%と、R3年度から 9.8 ポイント増加するも全国 45 位



出典:株式会社帝国データバンク「SDGsに関する企業の意識調査」

〈図表 12 SDGsの認知度の推移〉

・SDGsの認知度は年々高まり、認知率は8割、2年間で約3倍となっている



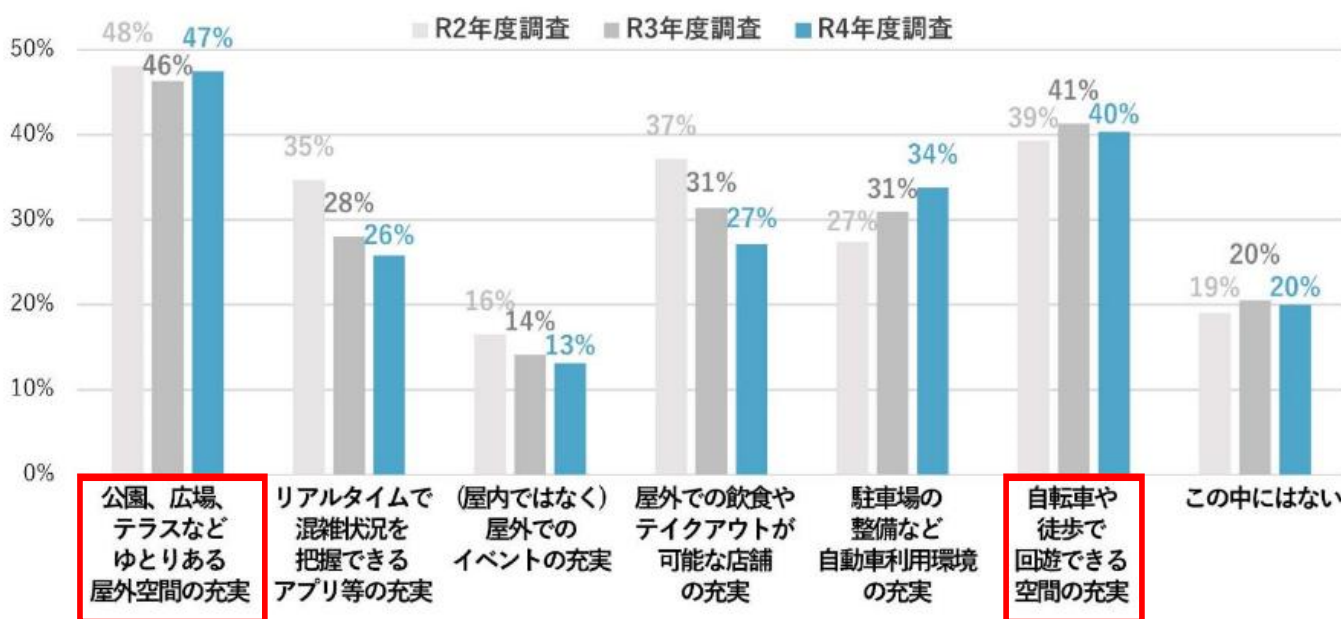
出典:株式会社インテージ「SDGs認知度調査」

『兵庫県地域創生戦略(2020-2024)後期重点取組』から抜粋

## ゆとりある屋外空間の再認識

コロナ感染症を経験し、自宅でのワークスペース確保や居住地周辺の利便性を求めるニーズが高まり、公園・広場などのゆとりある屋外空間や自転車・徒歩で回遊できる空間の重要性が再認識されている

都市空間に対する意識(充実してほしい空間)



『全国の都市における生活・行動の変化 -R4年度新型コロナウイルスの影響下における生活行動調査概要』(国土交通省)から引用

# 大規模な緑化を取り入れた施設事例（well-being、公園、回遊空間）

## 川西市立総合医療センター



○川西の豊かな自然を取り込み、隣接する公園と一体となった医療環境を創出する「ガーデンホスピタル」

○すべての病室から周辺の豊かな自然や質の高い屋上緑化を眺めることができる平面計画を実現



## 2 緑の量と質の確保

## 基本目標の進捗状況 いずれも中間年では目標を達成

① 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす

プラン策定時 約65% (H26)	⇒	中間年 (R2) <b>実績：78.8%</b> (中間目標：67.5%)	⇒	目標 (R7) 70.0%
----------------------	---	---	---	------------------

② 市街化区域の緑地割合 3 割の維持

プラン策定時 30.6% (H25)	⇒	中間年 (R2) <b>実績：30.3%</b>	⇒	目標 (R7) 30.0%
-----------------------	---	-----------------------------	---	------------------

③ 人口集中地区の緑地割合 2 5 %の確保

プラン策定時 23.9% (H25)	⇒	中間年 (R2) <b>実績：24.6%</b> (中間目標：24.2%)	⇒	目標 (R7) 25.0%
-----------------------	---	---	---	------------------

## 推進施策の実施状況

施策の実施状況をそれぞれ確認し、基本方針ごとに設定された進捗状況を図るための指標により評価

基本方針	基本方針に位置付けられた具体的な施策 (主なもの)	指標	進捗状況		
			目標 (R2)	実績 (R1)	達成率
1 参画と協働による花緑活動の一層の推進	県民まちなみ緑化事業	住民団体による緑化活動 (累計)	600団体	817団体	136.2%
2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全	県民まちなみ緑化事業	人口集中地区における緑化面積 (累計)	50ha	23.3ha	46.6%
3 自然再生・生物多様性の確保に関する取組の拡大	森林管理100%作戦	間伐実施面積 (累計)	169,000ha	135,804ha	80.4%
	里山林の再生	里山林再生面積 (累計)	18,700ha	18,845ha	100.8%
4 花緑の効果的な活用	県民まちなみ緑化事業	校園庭の芝生化 (累計)	250校園	93校園	37.2%
5 花緑による安全・安心の向上	災害に強い森づくり	「災害に強い森づくり」整備実施面積 (累計)	35,800ha	35,260ha	98.5%

33

## 県民まちなみ緑化事業 第4期 (R3~R7) の目標と達成状況

区分	目標/5年	R3	R4	R5	計	達成率
住民団体による緑化活動の推進	800団体	237団体	254団体	200団体	691団体	86%
まちの中心部における緑化面積	35ha	4.6ha	4.3ha	3.4ha	12.3ha	35%
人口集中地区以外の緑化面積	30ha	6.7ha	6.0ha	4.9ha	17.6ha	59%
校園庭の芝生化の推進	250校園	29校園	26校園	14校園	69校園	28%

※60%以上が好調

### 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

#### ① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

##### 背景・必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠である一方、民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう民間投資を誘導し、また融資を受けやすい環境にするには、**良質な緑地確保の取組の価値**が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being向上等の課題解決に向けてより効果的な取組を推進するため、国が一定の指針を示す必要。

##### 概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
- 民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設。  
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。【予算関連】

認定の対象となる取組のイメージ

●再開発等とあわせて、**新たに良質な緑地を創出**する事業

多様な樹種、またまっさらな土地より生物多様性を創出

**良質な緑地を創出**

高木主体の緑地の創出により気候変動対応に貢献

●**既存緑地の質の確保・向上**に資する事業

民間企業が、保有する緑地を再整備し、芝生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。



緑地の質の確保・向上

国土交通省資料（第26回 都市計画基本問題小委員会（2024年1月15日））

#### ●環境の保全と創造に関する条例施行規則改正について（R5.11.22 まちづくり審議会答申）

現行の緑化基準を見直して緑化の質の確保を図った上で、カーボンニュートラルの推進に資する緑化義務の緩和を行うこととされたい。



（対応）

高木緑化の誘導等により緑地の質の向上を図るため、環境条例施行規則（緑化基準）を改正（令和6年4月1日施行）

環境の保全と創造に関する条例  
市街化区域内の建築物・敷地の緑化基準を見直しました  
※対象は令和6年4月1日以降に提出される「緑化計画・変更・完了書」

見直し① 緑化の質の向上（高木緑化の誘導）

1 建築物の敷地の緑化で、高木が緑地面積として算入できます。  
「低木等による緑地面積（植栽基準の面積）」とは別に「高木による緑地面積」が算入可能

植栽基準 (C) + 高木 (B) の面積  
※ (A)の植栽基準が、高木以外の緑で覆われている場合に異なる

2 高木1本ごとの緑地面積を規定しました。  
樹木が生長した時に想定される樹冠の広がりや緑地面積として算定  
成木時の樹冠面積を緑地に算入できます（※樹冠が重複する部分を除く）。

樹冠時の樹高	成木時の樹冠面積	（高木時の樹冠+倍）
1m以上～2.5m未満	3.8㎡	(1.1倍)
2.5m以上～4m未満	8.0㎡	(1.6倍)
4m以上～	13.8㎡	(2.1倍)

見直し② 壁面緑化の基準

1 壁面緑化は、原則、基盤造成型に限定  
原則として、植栽基準を壁面に直接設置するもの（基盤造成型）に限定  
※ただし、基盤造成型以外に確実に生育が見込める壁面緑化は算定可能  
※ 確実に生育が見込める壁面緑化の算定は、以下の資料を参照してください。  
壁面緑化の基準に関する要綱

見直し③ CO<sub>2</sub>排出削減に資する建築物等における義務緑化面積の緩和  
※敷地において緩和される緑地面積は、義務緑化面積の2分の1を上限とします。

1 ZEB・ZEH水準の建築物  
エネルギー削減率に応じて、義務緑化面積の一部を緩和（※県が定める算定式による）

2 木造建築物  
主要な構造（木造）の義務緑化面積の一部を緩和（※県が定める算定式による）

3 その他の設備等（例：小型風力発電設備など敷地に設置するもの）  
届出者からの提案を受け、発電量等に応じて義務緑化面積の一部を緩和  
※事前の個別協議（窓口：兵庫県都市政策課）が必要になります。  
※ 県が定める算定式等の詳細は、以下の資料を参照してください。  
二酸化炭素排出削減に資する建築物等の緑化基準に関する要綱



## ●県議会での質問 (R4.10.13 決算特別委員会/部局審査)

質問 ひょうご花緑創造プランでは、市街化区域の緑地割合 3 割の維持、人口集中地区の緑地割合の25%の確保という、量的な数値目標を掲げているが、兵庫の街の緑化による潤いや品格をどう実現するのかについて、もう一步踏み込んだ質的な目標を示すべき。

答弁 市街地に特化した質的な目標や目指すべき将来像が明確でないため、県民がイメージしやすい将来像や質的な目標について検討する。

## 都市の環境改善効果の高い緑化事例

### 異常高温に挑む「こうべ木陰プロジェクト」

(写真：神戸市ホームページ)

- 高温常態化対策として神戸市が取り組むプロジェクト
- 体感温度の低下や地表面の温度上昇の抑制など、市街地の緑がつくる木陰の効果に着目し、都心部の各所に樹木を移植・新植しようとする取組（第1弾は先行的に六甲山の木を移植）
- クラウドファンドやスポンサー企業の募集により事業費を確保



# 都市の魅力を向上させる建築物の緑化事例

## 神戸三宮雲井通5丁目地区 第一種市街地再開発事業再開発ビル

(完成イメージ図：神戸市等記者発表資料)



▲全体外観イメージ（南東より）



▲六甲山の山並みを眺望できる屋上庭園

# 都市の魅力を向上させる敷地の緑化事例

## 神戸ウォーターフロント開発事業 アリーナが立地する新港第二突堤エリア 愛称「TOTTEI」

(完成イメージ図：事業者ホームページ)



TOTTEI PARK 緑の丘イメージ



アリーナからパークへ続く遊歩道イメージ



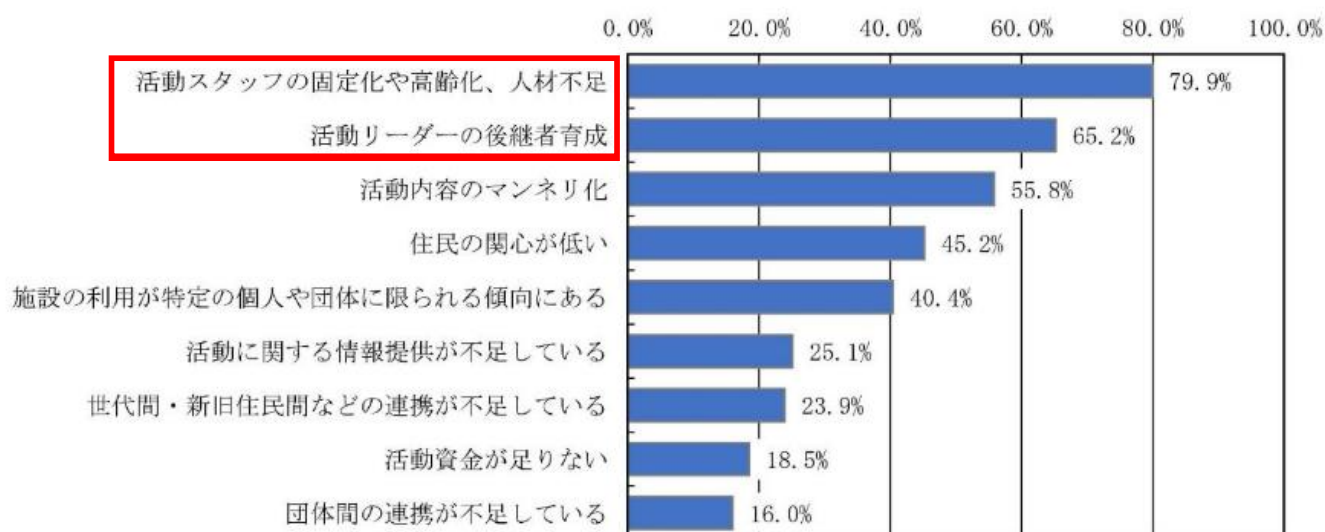
海からのTOTTEI PARKイメージ

### 3 緑地の維持と継続的な緑化活動

#### 地域活動の継続についての課題①

「活動スタッフの固定化・高齢化、人材不足」、「活動リーダーの後継者育成」が上位を占める

地域の課題

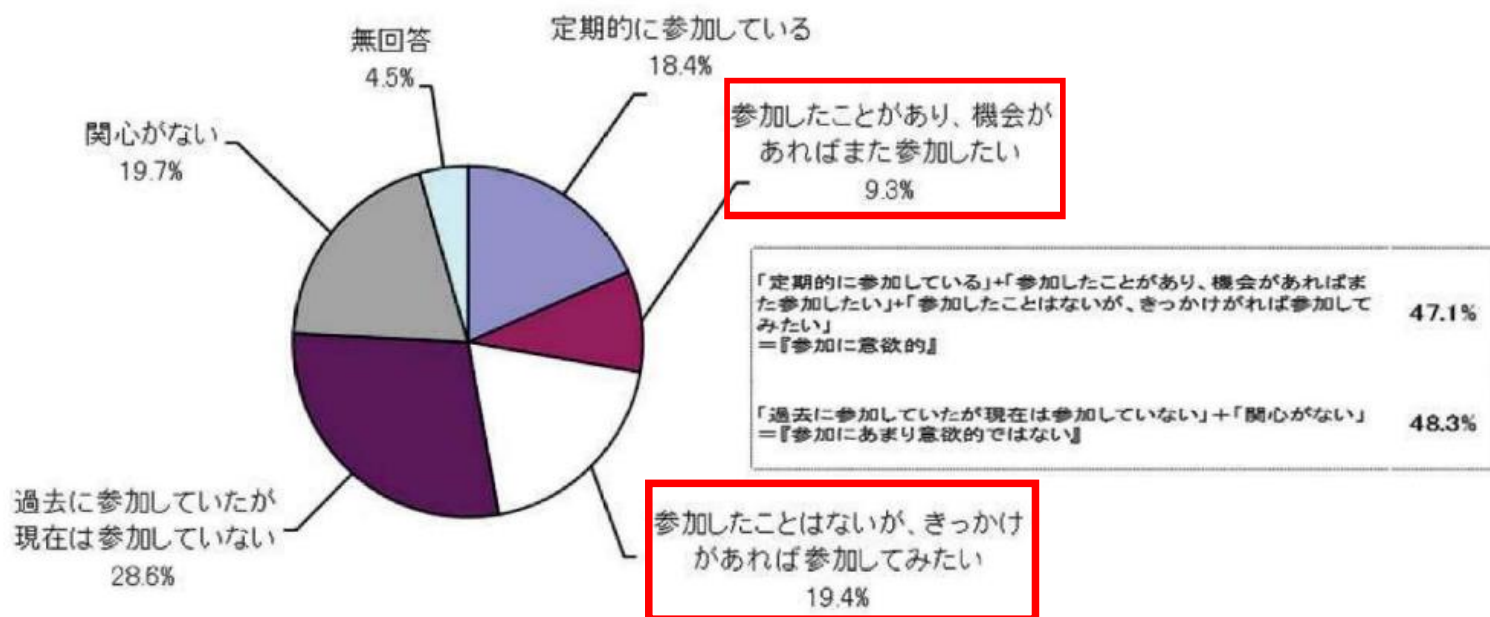


出典：令和2年度県民交流広場アンケート

「兵庫県 県民生活議会（第1回県民躍動部会）資料 R5.11.14開催」から抜粋

# 地域活動への参加 (自治会やコミュニティ組織などの活動)

・「参加していない (したことがない) が、**機会やきっかけがあれば参加してみたい**」方は約 3 割



『第28回県民意識調査報告書 (令和4年度)』から抜粋

## 緑化活動を支援する取組 (事例)

### ひょうご花育ねっと (団体設立 平成22年)

●主な活動地域 三田市

●活動概要

- ・手入れが行き届いていなかった駅前の花壇や公園において植栽・維持管理を行い、憩いの場を創出する取組
- ・花壇への植栽は子どもから高齢者まで地域住民が参加し、世代を超えた交流の場を創出
- ・他団体に対して育苗指導や講習会を開催し、ともに育てた年間2万本以上の花苗を市内に配布するなど、地域の緑化活動を支援

●代表者 たなはし 棚橋 けんじ 健司



駅前ロータリーの花壇を維持管理



育苗した花苗

# 緑化活動を支援する取組（事例）

花緑部門 奨励賞

宿南 安枝（養父市）



▲道の駅での作品展



▲やぶ市民交流広場YBファブでの花壇整備の様子



▲整備後の花壇



▲講習会の様子

## 活動概要

- 20年以上前に緑化活動団体を立ち上げ、花緑を通して人と人が交流できる場を創出し、後進の育成にも尽力
- 建物、花壇と植物が調和するようなデザインを考え、養父市の市民交流広場（YBファブ）の花壇を整備
- 花緑講座や小学校の課外講座を実施し、地域での花緑の普及活動に貢献

45

## 参考資料

# 緑を取り巻く社会動向

46

# 緑を取り巻く社会動向

## ●カーボンニュートラル

2020.10 / 日本「2050年カーボンニュートラルの実現」を宣言

- ・2030年度に温室効果ガス46%削減（2013比）を目指す

2023.5 / 日本 GX 推進法 公布 →〈脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進〉

2023.7 / G7都市大臣会合「持続可能な都市の発展に向けた協働」というテーマで議論

- ・都市の緑地の確保に向けた市場環境整備の重要性
- ・持続可能な都市構造への再編
- ・都市におけるエネルギー利用の最適化 等

## ●生物多様性の実現（ネイチャーポジティブ）

2022.12 / COP15「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択 →〈新たな生物多様性の枠組〉

2023.3 / 日本 「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定

## ●SDGs の実現に向けた意識の高まり

- ・ゴールの1つとして、あらゆる人々のWell-beingを促進することが位置付け
- ・Well-beingの向上には、都市の緑地が重要

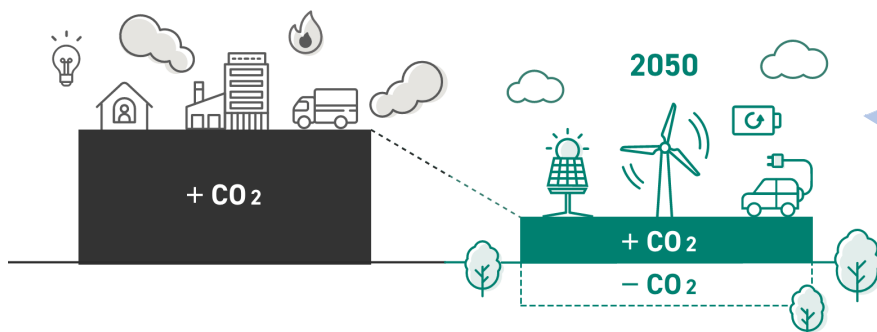
## ●都市緑地法等の改正（R6 5.22 可決・成立 →近日中に公布見込）

- ①国主導による戦略的な都市緑地の確保
- ②貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
- ③緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

47

## カーボンニュートラル

- 2020年10月、国が2050年までに温室効果ガス排出量ゼロ（＝カーボンニュートラル）を宣言
- 2021年4月、気候変動サミットにおいて国の温室効果ガス削減目標値「2030年度に2013年度比46%削減」を表明
- 同年5月、改正温暖化対策推進法が成立。2050年カーボンニュートラルを明記



カーボンニュートラルとは・・・？  
▶ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

<脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」〔環境省〕>

48

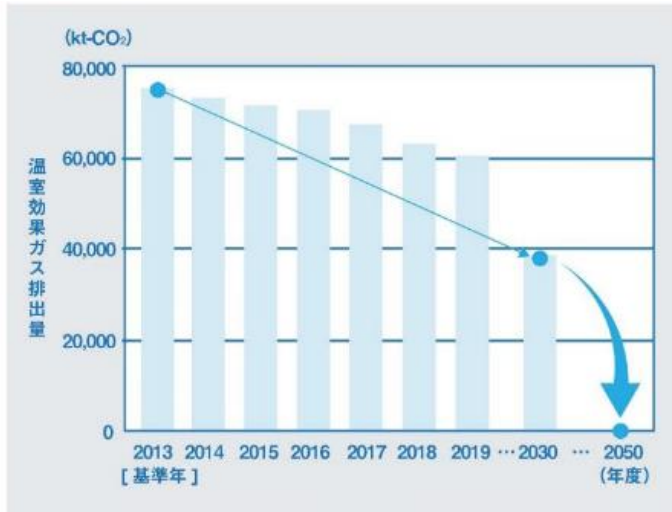
## 兵庫県地球温暖化対策推進計画の改定（R4.3）

### 温室効果ガス排出削減目標

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとし、2030年度**48%削減**（2013年度比）

### 取組方針5 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造

**都市緑化**等によるヒートアイランド対策と吸収源対策



▲ 温室効果ガス排出量実績と削減目標

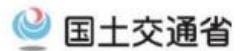
方針05 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造  
森・海・都市。温室効果ガス吸収源の整備。



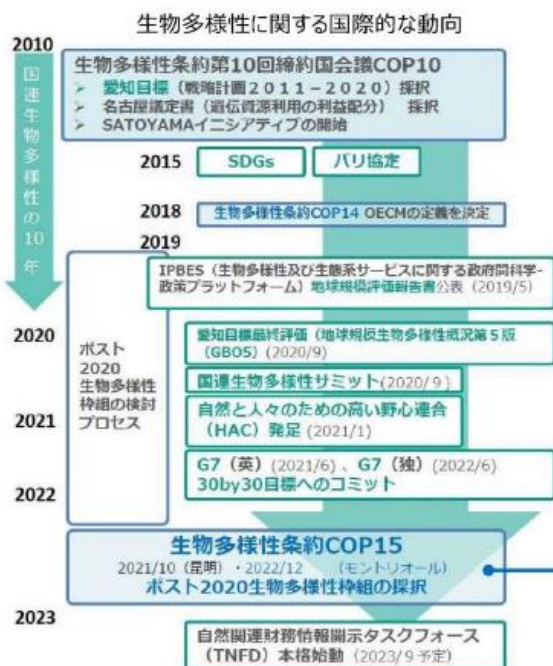
<兵庫県地球温暖化対策推進計画 パンフレット抜粋>

## 「都市における緑地・親水空間」～COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標～

### 生物多様性に関する国際的な動向



- COP15(2022年12月、カナダ・モントリオール)において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されるなど、生物多様性保全に関する国際的な議論が進められている。
- 「都市における緑地・親水空間」に関する目標については、同枠組のターゲットの1つとなっている。



#### 昆明・モントリオール生物多様性枠組 (2030年ターゲット抜粋)

2022年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部」において、2030年ミッション（自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる）の達成に向けて、10年間の緊急に取るべき行動として23個のターゲットが示された。

#### ターゲット12（仮訳）

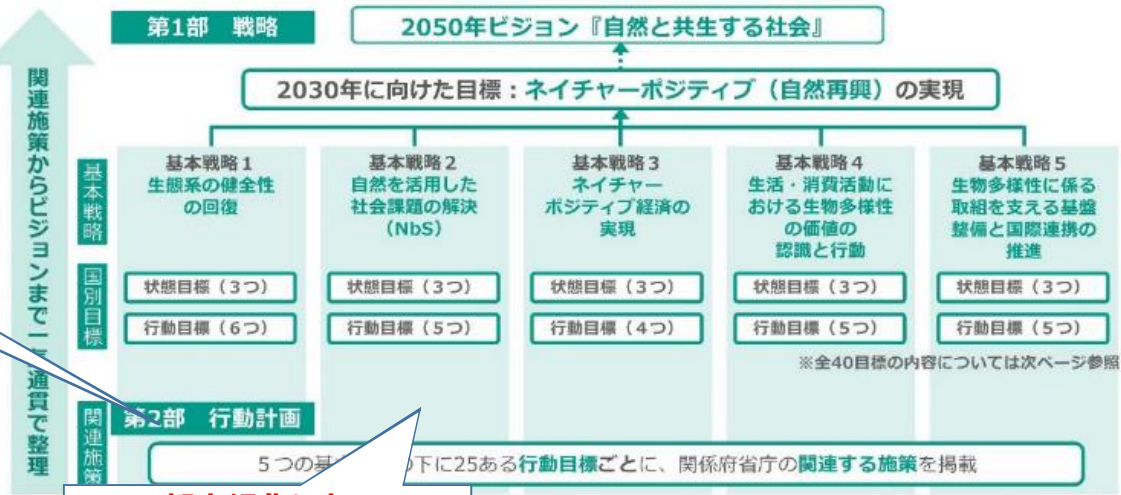
##### 都市における緑地・親水空間

生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、**都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス及び恩恵を持続可能な形で大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保**することで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人間の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂かつ持続可能な都市化と生態系の機能及びサービスの提供に貢献する。

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

行動計画に「都市緑化の推進」が位置付け

- 位置づけ
  - 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
  - 2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- ポイント
  - 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
  - 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
  - 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進
- 構成・指標
  - 第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
  - 第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
  - 各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



都市緑化等の推進

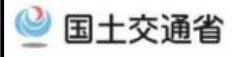
都市緑化による吸収源対策等の推進

環境省資料（生物多様性国家戦略2023-2030の概要）に追記

Well-beingの向上

Well-beingに関する動向

SDGsの実現の意識の高まり  
Well-beingの向上には、都市緑地が重要



- 持続可能な開発目標(SDGs)のゴールの1つとして、あらゆる年齢のすべての人々のWell-beingを促進することが位置づけ。
- Well-beingの向上には、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等に寄与する都市の緑地が重要であることが、WHOヨーロッパ地域事務局等において示されている。

【世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）】(抜粋)  
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.  
健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

【SDGsにおけるWell-beingの位置づけ】

Goal3:  
Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

JAPAN SDGs Action Platform(外務省HP)

「都市緑地、実践のためのガイドブック」(WHOヨーロッパ地域事務局(2017))

- ・緑地や自然に基づいた対策は、(中略)、都市に住む人々の健康とウェルビーイングを改善することができる。
- ・緑地と健康の相関性は数々の発表にまとめられてきており、大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象の影響の緩和を通じて、都市緑地は都市生活における環境に起因する健康リスクを軽減することができる。さらに、都市緑地は、ストレス緩和とリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化を通じて、健康とウェルビーイングを支え促進する。これらの便益には、精神的、身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下が含まれる。

Well-beingに貢献する都市緑地のイメージ  
(左: 小さな都市緑地・遊び場、右上: 緑道・緑の回廊、右下: 都市林や野生生物生息域へのアクセス)



## 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

### ① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

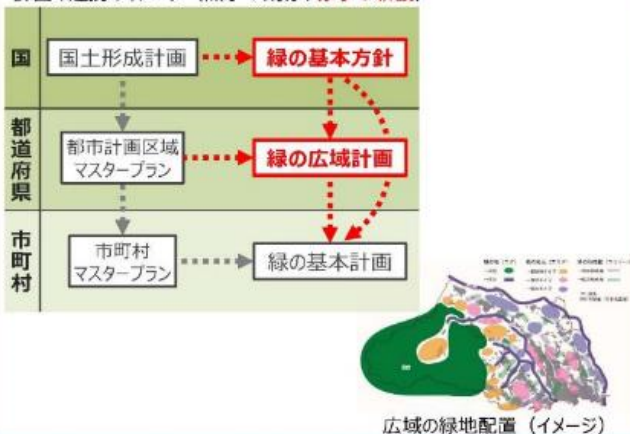
#### 背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

#### 概要

- 国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。  
(基本方針に定める内容のイメージ)  
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- 都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



### ② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

#### 背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。

#### 概要

- 都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け。  
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

国土交通省資料（第26回 都市計画基本問題小委員会（2024年1月15日））

## 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

### ① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

#### 背景・必要性

- 特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に適正な管理が困難になる、台風等災害により荒廃が進む等の事情により、緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生。  
※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。
- 緑地の機能の維持増進を図るためには、樹木の更新等により、緑地の再生・整備を実施することが必要。

#### 概要

- 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）を「機能維持増進事業」（仮称）として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。  
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。【予算関連】  
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

#### 機能維持増進事業

（皆伐・択伐等の緑地の再生・整備）

- ・10～20年に一度必要
- ・大径木の伐採を伴い専門技術が必要



#### 維持管理

- （低木の整理、下草刈り）
- ・毎年必要
- ・市民や企業と連携して実施



#### 緑地の効用の発揮

- ・温室効果ガスの吸収促進
- ・生物生息環境の確保
- ・安全性の向上
- ・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ 樹木の択伐（機能維持増進） 安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）



国土交通省資料（第26回 都市計画基本問題小委員会（2024年1月15日））

## 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

### ① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

#### 背景・必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠である一方、民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう民間投資を誘導し、また融資を受けやすい環境にするには、良質な緑地確保の取組の価値が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being向上等の課題解決に向けてより効果的な取組を推進するため、国が一定の指針を示す必要。

#### 概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
- 民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設。  
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。【予算関連】

認定の対象となる取組のイメージ

#### ● 再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



#### ● 既存緑地の質の確保・向上に資する事業



認定に当たっての評価の視点のイメージ



国土交通省資料（第26回 都市計画基本問題小委員会（2024年1月15日））